## 保護者の皆さまへ

5類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、今後、次のとおり対応いたします。

- 1 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間
  - ○「<u>発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで</u>」とします。 ※発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること。
- 2 学校における新型コロナウイルス感染症への対応
  - ○発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには登校せず、自宅休養をお願いいたします。その際は原則として欠席となります。
  - ○可能な限り校内でも常時換気を行います。手洗い等の手指衛生や咳エチケット、清潔な ハンカチやティッシュの持参など、ご家庭でも注意喚起をお願いいたします。
  - ○地域や学校において感染が流行している場合などは、活動場面に応じ「近距離」「対面」 「大声」での発声を控える、身体的距離の確保等の措置を一時的に講じることも検討い たします。
  - ○マスクの着用は基本的には求めません(感染が流行している場合や混雑した場所・医療機関等、着用が推奨される場面では、推奨いたします)。
  - ○同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合 など、合理的な理由で、感染不安で休ませたいと相談のあった者等については、「校長 が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うこともあります。